

議案第9号

墨田区道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成31年2月4日

提出者 墨田区長 山 本 亨

墨田区道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例

墨田区道路占用料等徴収条例（昭和47年墨田区条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表法第32条第1項第1号に掲げる工作物の項中「6,930円」を「7,970円」に、「10,600円」を「12,200円」に、「14,300円」を「16,500円」に、「5,370円」を「6,440円」に、「8,680円」を「10,400円」に、「11,900円」を「14,200円」に、「610円」を「710円」に、「61円」を「71円」に、「37円」を「42円」に、「6,060円」を「6,980円」に、「3,710円」を「4,270円」に、「12,300円」を「14,200円」に、「18,300円」を「20,300円」に改め、同表法第32条第1項第2号に掲げる物件の項中「140円」を「160円」に、「260円」を「290円」に、「370円」を「420円」に、「550円」を「640円」に、「740円」を「850円」に、「1,110円」を「1,280円」に、「1,480円」を「1,700円」に、「2,600円」を「2,990円」に、「3,710円」を「4,270円」に、「7,430円」を「8,540円」に改め、同表法第32条第1項第3号に掲げる施設の項中「10,400円」を「12,400円」に改め、同表法第32条第1項第4号に掲げる施設の項中「12,300円」を「14,200円」に改め、同表法第32条第1項第5号に掲げる施設の項中「9,180円」を「10,100円」に、「5,510円」を「6,100円」に、「8,190円」を「9,060円」に改め、同表法第32条第1項第6号に掲げる施設の項中「180円」を「200円」に、「18,300円」を「20,

300円」に改め、同表道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「令」という。）第7条第1号に掲げる物件の項中「18,300円」を「20,300円」に、「9,900円」を「11,300円」に、「180円」を「200円」に、「183,700円」を「203,300円」に、「91,800円」を「101,600円」に改め、同表令第7条第2号に掲げる工作物の項中「12,300円」を「14,200円」に改め、令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料置場の項中「18,300円」を「20,300円」に、「6,000円」を「7,200円」に改め、同表令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる仮設収容施設の項中「12,300円」を「14,200円」に改め、同表令第7条第8号に掲げる施設（高速自動車国道及び自動車専用道路以外の道路に係るものを除く。）の項を次のように改める。

令第7条第8号に掲げる施設（高速自動車国道及び自動車専用道路以外の道路に係るものを除く。）	上空、トンネルの上又は高架の道路の路面下（当該路面下の地下を除く。）に設けるもの	階数が1のもの	占有面積1平方メートルにつき1年	Aに0.006を乗じて得た額
		階数が2のもの		Aに0.008を乗じて得た額
		階数が3のもの		Aに0.011を乗じて得た額
		階数が4以上のもの		Aに0.012を乗じて得た額
	地下（トンネルの上の地下を除く。）に設けるもの	階数が1のもの		Aに0.004を乗じて得た額
		階数が2のもの		Aに0.006を乗じて得た額
		階数が3以上のもの		Aに0.007を乗じて得た額
	その他のもの			Aに0.024を乗じて得た額

付 則

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の占有に係る占有料から適用する。ただし、同日前に占有許可を受け、既に占有料を納付したものの

については、なお従前の例による。

(提案理由)

固定資産税に係る固定資産の評価替えに伴い、道路占用料を改定する必要がある。